

令和 7 年度

学校いじめ防止対策基本方針

板橋区立板橋第四小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の全うな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、「いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決、再発防止を図る。

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第三条）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とする。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第四条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

3 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第八条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

4 保護者の責務等（いじめ防止対策推進法第九条）

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- (2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する。
- (3) 保護者は、板橋区、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (4) 上記（1）の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記（3）の規定は、いじめの防止等に関する学校の責任を軽減するものではない。

5 学校いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、「板橋区立板橋第四小学校 いじめ防止対策基本方針」を以下に定める。

(1) 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 構成

いじめ防止対策推進法第二十二条に基づき、校内に学校いじめ防止等対策委員会（以下、いじめ対策委員会）を設置。いじめ防止対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員、生活指導部（低・中・高学年の教員が一人ずつ入るようにする）で構成する。日程が合えばSSWの参加もあり。なお、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定める。

いじめ対策委員会は定期的開催するとともに、必要に応じて校長が臨時に招集する。

② 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため、毎月実施のSOSシート（アンケート）等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議等で基本方針の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、基本方針及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。

(2) 学校いじめ調査委員会の設置

いじめ防止対策法第二十八条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ対策委員会を母体として、コミュニティ・スクール委員、PTA役員などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」（以下「学校調査委員会」という。）を設置し、調査を行う。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) いじめ防止等に関する具体的な取組

① いじめの未然防止のための取組

ア いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、学年・学級で、専科の授業においても、児童が人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けられるよう、自分と共に他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

イ 異学年で構成するスマイル班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

ウ 日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、年3回のふれあい月間において、全校朝会における校長講話、人権週間において、いじめ防止や人権にかかわる指導を行う。

エ 「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、学級満足度調査(hyper-QU)の実施及び結果の考察を生かした学級指導、人権教育や道徳の授業を中心とする。学習活動を積み重ねることで、一人一人を認め励し、自己肯定感、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。

オ チーム学習、学習における自己評価力の向上、「よいところ探し」など認め合う場を設定し、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を作れるようにする。いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。

カ 児童に、SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを、SNS東京ノート等を活用して意図的・計画的に指導するとともに、授業だけではなく、セーフティ教室等で外部の専門家を招き、児童がインターネットの利用のマナーや情報モラルについて学べるようにする。また、保護者会では、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り(板四ルール参考)等を周知徹底する。

キ 本校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、コミュニティ・スクール委員会や学校支援地域本部を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

② いじめの早期発見のための取組

ア 看護当番を中心に各階の担任が連携して、登下校時、朝の健康観察及び休み時間や給食の時間、放課後等の児童観察を綿密に行うこと、死角を作らないことなど、いじめの未然防止・早期発見に努める。

イ 毎月のSOSシート(アンケート)と聞き取り、学校生活アンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ふれあい月間(6月、11月、2月)については、特に重点的に取り組む。

ウ 毎週木曜日の生活指導夕会を中心に、教職員打合せなどの週1回以上の情報共有の場の設定し、情報共有に基づく実践を教職員全員で共通に行う。教職員同士の情報交換を共通実践する。

エ スクールカウンセラーと情報交換を毎週行い、平素からいじめ未然防止の観点からの情報を把握し、担任との共通理解を図る。

オ 各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合に、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止めるとともに、担任以外へも相談できる学校体制をとる。(④校内相談体制参照)

カ 学校便りの活用や、保護者会、個人面談、コミュニティ・スクール委員会など、保護者及び地域からの情報の収集と学校との、相互の情報交流が可能なシステムの構築をする。

キ スクールカウンセラーによる個別の面接を、1学期に5年生全員、3学期に4年生全員を対象として実施する。

③ いじめの早期対応のための取組

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、いじめ防止対策委員会が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

④ 校内相談体制

情報収集	情報の共有	調査・聞き取り	対応・支援措置等	経過観察 (3月以上)	解消の判断
SOSシート (児童) 教職員 SC SSW 保護者 地域	校長 副校長 生活指導主任 養護教諭 特支CD SC SSW 特支専門員 学年主任 担任・教職員	生活指導主任 学年主任 担任	校長 副校長 養護教諭 SC SSW 学年主任 担任 生活指導主任	担任 学年 児童 保護者	校長 副校長 生活指導主任 養護教諭 特支CD SC SSW 特支専門員 学年主任 担任
いじめ防止対策委員会 学校いじめ調査委員会(重大事案の場合) 問題実態把握 指導方針の決定 役割分担(連携指導) 【支援・指導・共通理解・協力依頼】					

*網掛けは、いじめ防止対策委員会のメンバー

*担任、学年主任は被害児童・加害児童両方

<被害児童への対応及び支援>

ア いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行うことで、いじめの早期発見にもつながる。

イ いじめに遭った児童の心に寄り添い、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。スクールカウンセラーとの連携による安心できる場の確保をしていく。

ウ 「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。

エ 被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場を設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

＜加害児童への措置＞

ア 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、保護者と児童が話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。

イ 事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場となるようにする。また、謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラーとの面談を加害児童に対して行う。

ウ いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。

エ 他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討し、校長から区教育委員会に具申する。

⑤ いじめ解消の判断（いじめの防止等のための基本的な方針：平成29年3月14日文科科学省 最終改定）

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑥ 校内研修

ア 「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかりと向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を

身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に2回は研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム～」等を活用する。

イ アンガーマネジメント研修等、東京都及び板橋区主催のいじめ防止研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として還元研修会の場を設定し、各教員に広める。

ウ スクールカウンセラーを交えたケース会議や情報交換会を定期的の実施し、児童の人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

(4) 評価・点検・改善について

① 基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため児童、教職員による評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討する。

② 教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、学校いじめ防止対策基本方針の改善に努める。

(5) 重大事態への対処について

いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、「学校いじめ調査委員会」を立ち上げるとともに、次の対処を行う。

＊相当の期間とは30日を目安とするが、7日程度連続欠席の段階で迅速に対応を始める。

① 学校いじめ調査委員会による調査

ア 学校はいじめの重大事態であると疑いがある場合は、速やかに「学校いじめ調査委員会」を立ち上げるとともに、教育委員会に第一報を入れる。

イ 学校いじめ調査委員会は、SOSシート、関係児童・保護者等から聞き取り調査を行い、第一報から3日以内に、「いじめの重大事態発生報告書（様式1）」を作成し教育委員会に報告する。

ウ 学校いじめ調査委員会に第三者（SC、SSW、ICS委員等）を加え、重大事態調査を開始する。

エ 第三者を加えた学校いじめ調査委員会では、事実関係把握調査、被害児童の保護やケア、加害児童への指導やケア、解決までの対応方針の検討等を行う。

オ 学校長は、エの調査等を踏まえ「いじめの重大事態調査報告書表面（様式2）」を作成し、教育委員会に報告する。

カ 学校は、エの調査委員会において明らかになった事実関係について、被害児童保護者、加害児童保護者へ説明を行う。

② 被害児童の保護・ケアとその保護者との連携

ア 被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築し、被害児童の情報共有を必ず朝・夕2回以上実施する。また、被害児童が帰宅した後も、教員が保護者に電話をして様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

イ スクールカウンセラーと情報を共有して、授業観察やカウンセリングを積極的に行う。また、被害児童の保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

ウ 被害児童が不登校になった場合は、状況に応じて保健室登校や別室指導などを促すなどの緊急措置を行う。

③ 加害児童（及び保護者）への働きかけ

ア 加害児童への指導を継続的に行っても、改善が図られず、被害児童や周囲の児童の学習が妨げられる場合には、板橋区教育委員会の立ち合いの下で校長が加害児童及びその保護者に厳重注意を行う。

イ 学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめをやり続ける場合には、その児童の保護者に対して出席停止を命じる等の必要な措置を講じられるよう、板橋区教育委員会に働きかける。なお、事前に板橋区教育委員会の「スクールロイヤー制度」を活用したり、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」などに相談したりして、法的な観点から問題がないかを確認しておく。

ウ 加害行為の背景には、加害の児童が過去に深刻ないじめを受けたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童のケアも行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害の児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して、加害の児童の保護者のケアも行う。必要に応じて、板橋子ども家庭総合支援センターとの連携を図る。

④ 区教育委員会・関係機関との連携

ア 重大事態発生が発生した旨を、板橋区教育委員会に速やかに報告し、必要に応じて区教育委員会と一体となって対応する。

イ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施したり、板橋区教育委員会が行う調査に協力したりする。

ウ 生命又は身体の安全が脅かされるような場合、暴行や金銭強要等の犯罪行為、児童虐待などが疑われる場合は、被害児童を守るとともに、周囲の児童に被害が拡大しないように

速やかに板橋警察署へ通報・相談する。また、円滑に対応できるように、板橋区子ども家庭総合支援センター等の福祉機関と情報を共有し、対応策を協議する。児童に精神疾患などが認められる場合には、スクールカウンセラー等の専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

エ 重大事態の調査結果についての東京都の調査に協力する。

⑤ 保護者・地域（区民）との連携

ア 学校は積極的に説明責任を果たす必要があり、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることで事態が混乱しないようにする必要があるため、板橋区教育委員会との連携の協力の下、必要に応じて「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

イ PTA の役員等が被害・加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校は、個人情報に十分配慮した上で PTA 役員等に情報提供するなど、積極的に PTA との連携を図り、必要に応じて協力を依頼する。

ウ 重大事態においては、間断なく児童を見守る必要があるため、民生・児童委員などの地域人材（区民）と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。